

岩手県次期総合計画

第1期アクションプラン —地域振興プラン（仮称）—

沿岸広域振興圏

（中間案）

2019年度～2022年度

平成30年11月
岩手県



目次

沿岸広域振興圏

はじめに	1
------	---

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域	3
--	----------

1 復興まちづくりを進め、東日本大震災津波の教訓を伝えます	5
2 自然災害に強いまちづくりを進めます	7

II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域	9
--	----------

3 被災者一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかで安心な暮らしができる環境をつくります	11
4 安心して快適な生活環境と活力ある地域社会をつくります	14
5 良好な自然環境の保全・活用と持続可能な生活環境の整備を進めます	17
6 安心して子どもを生み育てることができ、高齢者や障がい者がいきいきと、健やかに暮らせる社会をつくります	20
7 安心して健やかに暮らせる地域医療の確保と健康づくりを進めます	23
8 スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる活力あふれる地域をつくります	26

III 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域	29
---	-----------

9 生産性と付加価値の高いものづくり産業等を育てます	31
10 働く場の創出と地域に就業・定着できる環境をつくります	34
11 漁業生産量の回復や水産物の高付加価値化により水産業を盛んにします	37
12 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業を盛んにします	40
13 豊かな森林資源を生かした林業・木材産業を盛んにします	44
14 多様な資源と新たな交通ネットワークを生かした観光産業を盛んにします	47
15 整備が進む社会基盤を産業振興に生かします	50

はじめに

1 地域振興プラン（仮称）の策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、4広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域のもつ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じる必要があります。

こうしたことから、次期総合計画長期ビジョン第7章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プラン（仮称）は、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実行性を確保するものです。

2 地域振興プラン（仮称）の期間

次期総合計画長期ビジョン第7章の第1期アクションプランとして策定するもので、マネーフレスト・サイクルを考慮した2019年度から2022年度までの4年間の計画とします。

3 地域振興プラン（仮称）の構成

はじめに、長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するために重要な指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

※重要な指標及び工程表については、最終案までに盛り込みます。

【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

東日本大震災津波からの復興を着実に進め、その教訓を発信し、新たな交通ネットワークや様々なつながりを生かした新しい三陸の創造により、国内外に開かれた交流拠点として岩手の魅力を高め、広げていく地域

【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域

復興まちづくりを着実に進め、東日本大震災津波の教訓を伝承するとともに、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策などの取組を通じ、災害に強い地域づくりを進めます。

II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

被災者一人ひとりに寄り添いながら、保健・医療・介護・福祉の連携体制の強化や健康づくりの推進、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるとともに、生活に密着した社会資本の整備などを進めます。

また、スポーツや文化の振興により、住民の豊かな生活の向上や地域の活性化を促進します。

III 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、東日本大震災津波からの復興を契機としたつながりや新しい交通ネットワークなどを活用し、生産性と付加価値が高い地域産業を育成するとともに、地域に住む人々の労働環境の向上に取り組みます。

4 地域振興プラン（仮称）の推進

各広域振興圏における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため策定に当たっては、地域の代表者等で構成される圏域懇談会における審議の結果や地域説明会、パブリックコメント等を踏まえ策定するものです。

また、今後の進行管理については、上記懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

【振興施策の基本方向】

I 復興まちづくりが着実に進み、 東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域

復興まちづくりを着実に進め、東日本大震災津波の教訓を伝承するとともに、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策などの取組を通じ、災害に強い地域づくりを進めます。

指標項目

- ① 河川整備率
- ② 東日本大震災津波の復旧・復興事業の完成率
- ③ まちづくり（面整備）事業の完成率
- ④ 自主防災組織の組織率

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
1 復興まちづくりを進め、東日本大震災津波の教訓を伝えます	① 復興まちづくりの基盤整備
	② 市町村が行う復興まちづくり事業の支援
	③ 東日本大震災津波の教訓の伝承と情報発信
2 自然災害に強いまちづくりを進めます	① 災害に強い道路ネットワークの構築
	② 洪水・土砂災害対策や津波災害対策の推進
	③ 「自助・共助・公助」を組み合わせた防災・減災対策の推進

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波 教訓が伝承されている、災害に強い地域

1 復興まちづくりを進め、東日本大震災津波の教訓を 伝えます

(基本方向)

津波防災施設や復興道路¹などを整備するとともに、市町村に対して情報提供や助言を行い、復興まちづくり²を着実に進めます。

東日本大震災津波の発生から復興までの様々な経験や教訓等を次世代に伝承するとともに、効果的な情報発信を行い、国内外の防災・減災に貢献します。

現状と課題

- ・ 平成30年3月末に県が公表している「社会資本の復旧・復興ロードマップ」では、沿岸圏域における津波防災施設などの県事業は233箇所全てが着工済であり、約7割が完成しています。
- ・ また、土地区画整理事業などの市町村が行う復興まちづくりの面整備事業については、147地区のうち、99%で着工済であり、約8割が完成しています。
- ・ 防潮堤等の「津波防災施設」、津波防災を考慮した「まちづくり」、防災文化の醸成などの「ソフト対策」を組み合わせた「多重防災型まちづくり」が進められています。
- ・ 三陸のより良い復興の実現のために、引き続き市町村や国などと連携を図りながら、復興まちづくりの取組を進めていく必要があります。
- ・ 東日本大震災津波から8年が経過し、震災の記憶の風化が懸念されていることから、伝承施設の整備や震災津波関連資料の収集・保存・活用、いわての復興教育の推進などの取組を生かし、東日本大震災津波や復興の経験や教訓等を伝承するとともに、復興の姿を国内外に情報発信していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 復興まちづくりの基盤整備

- ・ 津波による被害を最小限に抑え、人命と暮らしを守る安全で安心なまちづくりを推進するため、水門・陸こう自動閉鎖システムを備えた防潮堤等の津波防災施設の復旧・整備を推進します。
- ・ 災害時などにおける確実な緊急輸送や代替機能を確保し、産業等の復興を支援する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路など沿岸圏域の縦軸・横軸となる高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進するとともに、復興道路等における交通支障箇所の解消、橋梁の耐震化、道路防災施設の整備を推進します。
また、市町村の復興まちづくりと一体となった道路整備を実施するため、浸水区域を回避する道路などの整備を推進します。

¹ 復興道路：三陸沿岸地域の縦貫軸と内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等の総称であり、三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路が該当。なお、国は縦貫軸を「復興道路」、横断軸を「復興支援道路」として呼称している。

² 復興まちづくり：津波被災地域の失った社会機能全体を回復させ、暮らしや産業を以前の状態に戻すだけに留まらず、地域が本来あるべき姿を目指すまちづくりの取組

② 市町村が行う復興まちづくり事業の支援

- 市町村が行う復興まちづくりの取組を促進するため、まちづくり連携道路³の整備を推進します。

また、会議の開催や現地視察などにより被災市町村及び国と事業推進上の課題を共有するとともに、市町村に対し必要な情報提供と助言を行います。

③ 東日本大震災津波の教訓の伝承と情報発信

- 東日本大震災津波伝承館と県内外の伝承施設のネットワーク化や「いわて震災津波アーカイブ～希望～⁴」の活用促進を図り、いわての復興教育の推進や、各地の震災ガイドの交流促進や育成支援を行うとともに、地域の学校、行政、団体等が一体となり、東日本大震災津波の経験や教訓を地域防災に生かしながら次世代に伝承します。
- 東日本大震災津波の発生から復興までの様々な経験や教訓、大学における研究成果等について、三陸防災復興プロジェクト2019の開催や、防災関係会議、三陸鉄道「震災学習列車」など様々な機会・手段を組み合わせ、効果的な情報発信を行います。

また、三陸防災復興プロジェクト2019の取組を生かし、東日本大震災津波の記憶と教訓を継続して発信していきます。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(国)

- 復興道路の整備
- 高田松原津波復興祈念公園内における国営追悼・祈念施設(仮称)や重点道の駅「高田松原」の整備
- 被災3県に整備する復興祈念公園等の震災関連施設の一体的な活用の推進
- 東日本大震災津波の経験や教訓等の効果的な情報発信

(市町村)

- 復興まちづくりの推進
- 東日本大震災津波の経験や教訓を次世代に伝承するための取組
- 東日本大震災津波の経験や教訓等の効果的な情報発信

(民間団体等)

- 東日本大震災津波の経験や教訓を次世代に伝承するための取組
- 復興の取組への理解や継続的な支援・参画

【関連する計画】

- 高田松原津波復興祈念公園基本計画(平成27年8月策定)
- 震災津波伝承施設展示等基本計画(平成28年6月策定)
- 三陸防災復興プロジェクト2019基本計画(平成30年3月策定)

³ まちづくり連携道路: 東日本大震災津波からの復興事業で整備する道路のうち、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体的な整備を推進する道路

⁴ いわて震災津波アーカイブ～希望～: 東日本大震災津波の実態を正確に記録し、復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の防災活動等に生かすため、県が市町村、関係機関及び民間団体等から震災関連資料を収集のうえ2017年3月に構築し、インターネット上で公開しているシステム。

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波教訓が伝承されている、災害に強い地域

2 自然災害に強いまちづくりを進めます

(基本方向)

安全で信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路¹等における法面崩壊対策や橋梁耐震化などの防災機能の強化を推進します。

洪水や土砂災害に備え、河川改修や砂防堰堤の整備などのハード対策と、警戒・避難体制の充実強化などのソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進します。

東日本大震災津波等の経験・教訓を踏まえ、関係機関が連携・協力し、住民が自らの身を自ら守る意識の醸成、地域の安全を守る体制と実効的な防災体制の整備を進めます。

現状と課題

- 近年、局地的豪雨に伴う災害が全国的に増加傾向にあり、沿岸圏域でも平成28年台風第10号による豪雨災害では、国道106号、国道455号等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援物資の輸送や救急搬送等に支障が生じました。
特に沿岸圏域では、三陸海岸特有の急峻な地形により多くの危険箇所があることから、自然災害から地域を守るため河川改修や砂防堰堤などの整備が求められています。
また、洪水や土砂災害に備えるため、河川改修や砂防堰堤の整備等のハード対策に加えて、河川情報の提供等のソフト対策の推進が必要です。
- 沿岸圏域では、東日本大震災津波により被災した津波防災施設の復旧・整備や水門・陸閘自動閉鎖システムの整備が各地で進められています。
- 東日本大震災津波後の時間の経過に伴い住民の防災意識の低下が懸念されることから、沿岸圏域内の自主防災組織の組織率の向上を図るとともに、地域コミュニティ、県、市町村及び関係機関が連携した訓練などを継続的に実施し、自助、共助、公助²による総合的な防災体制を確保していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 災害に強い道路ネットワークの構築

- 高規格幹線道路³等を補完し、災害発生時における救援物資の輸送や救援活動が円滑に行えるよう、緊急輸送道路等の法面防災対策、橋梁耐震化、通行危険箇所やあい路の解消を推進します。

② 洪水・土砂災害対策や津波災害対策の推進

- 過去に洪水が発生したことのある箇所等の河川改修を優先的に進めるとともに、河道掘削

¹ 緊急輸送道路：災害発生直後の緊急輸送を円滑に行うために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びに防災拠点を相互に連絡する道路などが該当する。

² 自助、共助、公助：「自助」は自分や家族、「共助」は地域の共同体において身を守り助け合うことを指し、「公助」は行政や消防機関などによる公的な支援のことを指す。

³ 高規格幹線道路：「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のことを指し、全国で約 14,000km の自動車交通網を形成する自動車専用道路。

や立木伐採を計画的に推進します。

- ・ 洪水発生時に住民の速やかな避難を促すため、水位周知河川や洪水浸水想定区域の指定を進め、市町村が行う洪水ハザードマップの作成を支援するとともに、河川の水位情報や防災情報等、洪水に係る情報提供の充実強化を図ります。
- ・ 土砂災害に備え、避難所、社会福祉施設、学校、病院などが立地する箇所や過去に被災したことのある箇所で、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策施設の整備に取り組みます。
また、土砂災害のおそれのある箇所を明らかにするとともに、土砂災害警戒区域の指定を推進し、市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成を支援します。
- ・ 津波による被害を最小限に抑え、人命と暮らしを守る安全で安心なまちづくりを推進するため、水門・陸こう自動閉鎖システムを備えた防潮堤等の津波防災施設の復旧・整備を推進します。(再掲)

③ 「自助・共助・公助」を組み合わせた防災・減災対策の推進

- ・ 広報誌やマスコミ媒体などを活用した広報活動や小・中学校における防災教育の推進、住民に対する防災教育等を通じて正しい防災知識の普及と防災意識の向上を図ります。
- ・ 地域防災サポーター制度⁴を活用した地域コミュニティにおける防災教育や防災訓練等への支援、自主防災組織のリーダー研修会や活性化研修会などにより、自主防災組織の組織率向上や活性化を図ります。
- ・ 総合防災訓練の実施、地域防災計画の見直し、災害対応能力を強化するための研修の充実、広域的な防災体制の構築、防災担当者会議などにより、県や市町村の防災体制の向上を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・ 災害対応能力の向上のための実践的な訓練や各種研修の実施

(市町村)

- ・ 防災体制の整備、避難環境の整備、自主防災組織の育成強化等
- ・ 災害対応能力の向上のための実践的な訓練や各種研修の実施
- ・ ハザードマップの作成及び住民への周知

(住民)

- ・ 防災知識の習得や食料備蓄、地域の防災訓練への参加、自主防災組織等への参加
- ・ 津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動への参加
- ・ 水防活動等への参加

(地域コミュニティ)

- ・ 自主防災組織の結成、避難訓練等の実施

【関連する計画】

- ・ 岩手県水防計画（計画期間 平成28年度～ ）
- ・ (仮) 岩手県道路防災事業計画（計画期間 2019年度～2025年度）
- ・ 岩手県地域防災計画（計画期間 昭和43年度～ ）
- ・ 岩手県国土強靱化地域計画（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）

⁴ 地域防災サポーター制度：地域における防災研修会等の講師として、防災に関して様々なスキルを習得している方（防災士、消防職員OB、自治体職員OB等）を登録する県の制度。

【振興施策の基本方向】

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる

安心して暮らせる活力のある地域

被災者一人ひとりに寄り添いながら、保健・医療・介護・福祉の連携体制の強化や健康づくりの推進、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるとともに、生活に密着した社会資本の整備を進めます。

また、スポーツや文化の振興により、住民の豊かな生活の向上や地域の活性化を促進します。

指標項目

- ① 汚水処理人口普及率
- ② 犬・猫の返還・譲渡率
- ③ 一般廃棄物の最終処分量
- ④ がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する人数[10万人当たり]
- ⑤ 成人の週1回以上のスポーツ実施率
- ⑥ 文化施設入場者数
- ⑦ 自殺者数[10万人当たり]
- ⑧ 災害公営住宅における自治会等組織割合
- ⑨ 公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率
- ⑩ 地域医療情報ネットワークに登録している住民の割合
- ⑪ メタボリックシンドローム該当者・予備者の割合

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
3 被災者一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかで安心な暮らしができる環境をつくります	① 被災者の健康づくりとこころのケア
	② 災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成や活性化に向けた取組の促進
4 安心して快適な生活環境と活力ある地域社会をつくります	① 食の安全・安心の確保
	② 生活の利便性向上につながる社会資本の整備と計画的な維持管理
	③ 動物愛護思想の普及と動物のいのちを大切にする取組の推進
	④ 若者・女性の活躍推進及び地域づくり人材の育成支援
5 良好な自然環境の保全・活用と持続可能な生活環境の整備を進めます	① 自然環境の保全と活用の推進
	② 廃棄物減量化対策などによる循環型社会の構築
	③ 地球温暖化防止対策の推進
6 安心して子どもを産み育てることができ、高齢者や障がい者がいきいきと、健やかに暮らせる社会をつくります	① 結婚支援や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進
	② 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の推進
	③ 障がい者の自立支援や社会参加の促進
	④ 地域医療と介護をつなぐ情報ネットワークを活用した、保健・医療・介護・福祉が一体となった地域包括ケアシステムの推進
7 安心して健やかに暮らせる地域医療の確保と健康づくりを進めます	① 医療・介護人材の確保・育成や保健・医療・介護・福祉の連携強化
	② 食生活の改善や運動習慣の定着などによる生活習慣病の予防と高齢者の健康づくりの推進
	③ こころのケア対策などによる自殺予防の推進
8 スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる活力あふれる地域をつくります	① ラグビーワールドカップ 2019 TM 釜石開催や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機に、住民が生涯にわたりスポーツに親しむ取組の推進
	② 教育や健康、交流などスポーツの持つ多面的機能を生かした地域活性化の取組の推進
	③ 郷土芸能や若者の創意あふれる文化芸術活動など、地域の多様な文化や芸術活動を生かした地域活性化の取組の推進

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

3 被災者一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかで 安心な暮らしができる環境をつくります

(基本方向)

応急仮設住宅から災害公営住宅への転居や自立再建など生活環境の変化に伴う被災者の体調不良に対して、生活習慣の改善、健康づくりとこころのケアを関係機関と連携して取り組みます。

また、被災者の新たな住環境におけるコミュニティ形成や活性化のため、災害公営住宅等における自治会等の設立や運営を支援するなど、市町村、民間団体等と連携した取組を進めます。

現状と課題

- ・ 応急仮設住宅等の入居者は平成30年3月末現在で6,857人とピーク時（平成23年10月時点43,738人）の15.7%まで減少しており、応急仮設住宅等から恒久的住宅への移行が進む中、被災者には生活環境やコミュニティの変化に伴う心身の疲労、体力低下等の健康面の課題が生じています。
- ・ 平成24年4月に設置した岩手県こころのケアセンターでは、市町村や社会福祉協議会等と連携したこころのケア活動を実施していますが、平成29年度は延べ709件の専門医相談があり、今後も継続的なこころのケア活動が求められています。
- ・ また、復興に伴う生活環境の変化によるストレス等がこころの健康に悪影響を及ぼし、自殺リスクの増加が懸念されることから、市町村・関係機関・民間団体・ボランティアとの連携を強化し、自殺予防の取組を推進していく必要があります。
- ・ 既に入居が決まっている沿岸圏域の災害公営住宅150箇所のうち、平成30年度末で、その約8割において自治会等が組織されています。
- ・ 同じ地域で暮らす方々がお互いに支え合い、安心して生活するためには、地域コミュニティの形成や活性化が重要ですが、同じ地域の住民がまとまって移転するような防災集団移転促進事業の住宅団地に比べ、様々な地域からの住民が集まって入居する災害公営住宅の場合、応急仮設住宅などから恒久的住宅への移行期においては、新たなコミュニティの形成や活性化が難しい地域もあることから、県、市町村、民間団体等が連携して支援を行う必要があります。
- ・ 高齢者の多い災害公営住宅などでは、買い物や通院のための移動手段の確保が重要であり、市町村が行う地域公共交通対策の推進が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策

① 被災者の健康づくりとこころのケア

- ・ 市町村や社会福祉協議会と連携のうえ、災害公営住宅や地区集会所などを会場とした健康づくり講座などを開催し、食生活などの生活習慣の改善と被災者と地区住民とコミュニティにおける健康づくりを支援します。
- ・ こころに不安、ストレスを抱えたり、孤立感などを感じている被災者等に対して、岩手県こころのケアセンターやいわてこどもケアセンターと連携し、こころのケアを行います。

- ・ 傾聴ボランティア等の養成・育成を通じて、被災者のこころに寄り添う取組を支援します。
- ・ 自殺の危険を示すサインに早期に気づき、適切に対応する人材を研修会などにより育成するとともに、被災者支援連絡会議などを通じて市町村・社会福祉協議会・こころのケアセンター等との連携を図りながら自殺予防の普及・啓発を進め、こころの不調を抱えた方や引きこもりの方への必要な支援を推進します。

② 災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成や活性化に向けた取組の促進

- ・ 被災地コミュニティ支援コーディネーター¹の配置により、災害公営住宅等におけるコミュニティ形成に必要なノウハウを市町村に提供するとともに、地域においてコミュニティ形成の調整役を担う人材の育成を図り、被災地のコミュニティ形成が円滑に進むよう市町村を支援します。
- ・ 県営災害公営住宅においては、コミュニティ形成支援員²を民間団体への委託により配置し、コミュニティ形成が円滑に進むよう、入居者の自治会等の設立に向けた取組を支援します。
- ・ 災害公営住宅等の自治会等が円滑に活動できるよう、役員等を対象とした研修会等を開催し、運営のためのノウハウ習得やネットワークづくりを支援します。
- ・ 災害公営住宅等におけるコミュニティ形成や活性化を支援するため、市町村や社会福祉協議会、NPOなどと連携し、住民相互が顔を合わせて交流するための様々なイベントの開催などを支援することにより、交流促進や地域コミュニティへの参画に向けた機運醸成を図ります。
- ・ 災害公営住宅等の恒久的な住宅に移行後もお互いに支え合いながら安心して暮らせる生活環境が確保されるよう、被災者の住宅再建や再建後の安定した生活に向けた支援や相談対応を実施します。
- ・ 災害公営住宅等における被災者間や被災者と地元住民などとの連携・交流の場づくりなど、NPOが行う地域課題解決に向けた地域コミュニティの再生や活性化のための取組を支援します。

また、三陸防災復興プロジェクト2019を契機として、復興の取組を通じて生まれた様々なつながりを生かした住民の交流機会の拡大や生きがいを促進することによって、コミュニティの活性化を図ります。

- ・ 災害公営住宅などにおける住民の円滑な移動を確保するため、地域公共交通会議への参画などを通じ、市町村による地域公共交通確保の取組を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(住民)

- ・ 健康相談、健康づくり講座等への参加、日常の健康づくりの取組
- ・ 地域コミュニティ活動への参画

(市町村)

- ・ 個別健康相談、健康講話、運動教室
- ・ 自治会等単位の健康づくり活動の支援

¹ 被災地コミュニティ支援コーディネーター：市町村が行うコミュニティ形成の取組を支援するため、県が民間団体に委託し配置しているもので、災害公営住宅の入居者交流会の企画・運営から自治会等の形成に向けた取組までの一連の流れを市町村及び地域のキーパーソンと協働で実施し、実践を通じたコーディネートのノウハウの提供や、地域のキーパーソンの育成等を行っている。

² コミュニティ形成支援員：県営災害公営住宅の入居者が円滑なコミュニティを形成することにより、引きこもりや孤立などを解消するとともに、様々な課題を入居者間で解決していける体制を構築できるよう、県が民間団体に委託して配置しているもので、県営住宅の指定管理者と一体となってコミュニティ形成に関する相談対応、入居者交流会や相談会の実施などの支援を実施している。

- ・被災者健康支援ネットワーク会議開催
- ・災害公営住宅等の新たな住環境におけるコミュニティ形成や活性化の支援
(民間団体等)
- ・ボランティアによる余暇活動支援
- ・社会福祉協議会によるサロン活動
- ・民生・児童委員による見守り活動
- ・災害公営住宅等の新たな住環境におけるコミュニティ形成や活性化の支援

【関連する計画】

- ・健康いわて21（第2次）・圏域別(宮古・釜石・大船渡)プラン
(計画期間 平成26年度(2014年度)～2022年度)
- ・岩手県自殺対策アクションプラン・圏域別(宮古・釜石・大船渡)プラン
(計画期間 平成27年度～平成30年度)

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

4 安心して快適な生活環境と活力ある地域社会をつくり ます

(基本方向)

食の安全・安心の確保を図るため、食品の製造・加工、流通の各段階における監視・指導などを行います。

衛生的で快適な暮らしを実現するため、汚水処理施設などの整備を進めるとともに、橋梁やトンネル等の社会資本の老朽化などに対応した計画的な維持管理や住民との協働による維持管理を推進します。

また、動物のいのちを大切にす社会の実現を目指し、動物譲渡などの取組を通じて動物愛護思想の普及を図ります。

さらに、次代を担う若者や女性をはじめとする住民一人ひとりが地域のけん引役として地域に新たな活力と魅力を創り出す取組を推進します。

現状と課題

- ・ 沿岸圏域内では、飲食店などにおいて食中毒が毎年発生しており、食品を製造する事業者などに対する監視・指導を強化するとともに、住民の食の安全性等に対する関心を一層高める必要があります。
- ・ 下水道をはじめとする汚水処理施設の整備は着実に進展しているものの、沿岸圏域内における汚水処理人口普及率は、平成 29 年度末で県全体の 80.8%を下回る 70.7%にとどまっており、汚水処理施設などの社会資本の整備を進めていく必要があります。
- ・ 沿岸圏域は車両のすれ違い困難な箇所が多く、通行の安全を確保するため、待避所設置や路肩拡幅などを進めていく必要があります。
- ・ 高度経済成長期以降に集中的に整備された橋梁やトンネルなど社会資本の老朽化が進行するとともに、復旧・復興工事の完成に伴い社会資本が増加していることから、これらの計画的な維持管理が必要です。
- ・ 沿岸圏域内では、保健所が引き取った犬・猫の殺処分数が減少傾向にあるものの、いまなお殺処分せざるを得ない事例が続いていることから、動物のいのちを大切にす社会を実現するため、動物愛護の取組を進める必要があります。
- ・ 東日本大震災津波後、「新しいまちづくり」が進む中、震災を契機に沿岸圏域外から多くの若者や女性が被災地の復興と活性化のため移住し、斬新な視点と積極性溢れる行動力により、地域に新たな活力と魅力を創りだしています。

人口減少、少子高齢化が進む沿岸被災地において、復興の先を見据えた活力ある地域づくりを進めるためには、次代を担う若者や女性が地域のけん引役として、多方面で活躍できる環境づくりを進める必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 食の安全・安心の確保

- ・ 食品表示法に基づく食品表示について、事業者を対象とした研修会の開催などにより正しい知識の普及を図るとともに、食品表示についての県民理解の増進などを通じ、食品に対する信頼の向上を図ります。
- ・ 食品の製造、加工、調理、販売等に携わる食品関連事業者に対し、食品衛生法に基づく監視・指導及び収去検査¹を行うとともに、弁当・仕出し屋や各種食品製造業などの重点対象施設²に対しては岩手版HACCP³の普及・啓発を推進するなど、岩手版HACCPからHACCP義務化への円滑な移行に向けた支援に取り組めます。

② 生活の利便性向上につながる社会資本の整備と計画的な維持管理

- ・ 地域の実情に応じて、公共下水道や漁業・農業集落排水施設、浄化槽施設の整備を促進するとともに、狭隘道路箇所への待避所設置など、生活に密着した道路環境の整備を推進します。
- ・ 橋梁やトンネルなどの機能維持のため、計画的な維持管理を行うとともに、地域の道路や河川・海岸等の草刈や清掃等の維持管理について住民協働の取組を推進します。

③ 動物愛護思想の普及と動物のいのちを大切にす取組の推進

- ・ 住民を対象とした講習会の開催等を通じて、動物愛護思想や動物の適切な管理方法に関する普及・啓発を推進します。
- ・ 国・地方自治体・関係団体等による動物愛護週間行事の取組に加え、地元動物愛護団体との協働による動物とのふれあいイベント等を通じて、動物愛護思想の普及・啓発を進めます。
- ・ 保健所が引き取った犬・猫の情報の積極的な発信などにより、新たな飼主への譲渡を推進します。

④ 若者・女性の活躍推進及び地域づくり人材の育成支援

- ・ 沿岸圏域の若者・女性が地域で一層活躍できるよう、若者・女性の参画のもと、子育て環境や住環境、働く場など若者・女性を取巻く環境の改善を図る戦略の検討を行い、企業内の託児所の設置・運営や空き家を活用した地域づくりなど、戦略を踏まえたモデル的取組を展開し、若者や女性がより一層力を発揮できる地域づくりを進めます。
- ・ 若者や女性をはじめとした住民の主體的な活動を促進するための地域づくり団体の育成と東日本大震災津波を契機とした県内外とのつながりを生かした人材の交流を推進するとともに、将来の地域づくりを担う市町村の若手職員等を対象とした、政策形成能力の向上を図る研修会を開催します。

(工程表と指標は最終案に記載)

¹ 収去検査：食品衛生法に基づき、必要最少量の食品等を無償で持ち帰り、食品の安全性を確認する検査。

² 重点対象施設：飲食店営業の仕出し屋、弁当屋、旅館・ホテルのほか、乳製品製造業、魚肉ねり製品製造業、缶詰びん詰め食品製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、添加物製造業、清涼飲料水製造業、加工業の乳処理業、集乳業及び食肉処理業を営む施設。

³ 岩手版 HACCP：「HACCP」はHazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）の略。食品衛生管理の国際的な手法である HACCP 本来の手法の導入が難しい小規模施設等であっても、HACCP の考え方に基づく衛生管理に取り組んでもらえるよう、温度管理を中心とする、食品衛生管理の重要管理点を県が予め示し、定期的な温度等の確認と結果の記録を行なうなどの衛生管理の実践を促す、本県独自の取り組み。

県以外の主体に期待される行動

【食の安全・安心】

(住民)

- ・ 食に関する正しい知識の習得

(食品関連事業者)

- ・ HACCPを踏まえた衛生管理に基づく安全な食品の提供
- ・ 食品表示法を遵守した食品の正しい情報の提供

【汚水処理施設、社会資本の整備と維持管理】

(住民)

- ・ 汚水処理施設（浄化槽）の一層の導入
- ・ 国、県、市町村と連携した社会資本の良好な整備や維持管理
- ・ 道路や河川の草刈等における県等との協働

(市町村)

- ・ 市町村による汚水処理施設（下水道、漁業・農業集落排水）の整備
- ・ 汚水処理施設整備（浄化槽）の支援
- ・ 市町村が管理する社会資本の整備と維持管理

(国)

- ・ 国が管理する社会資本の整備と維持管理

(建設業)

- ・ 国、県、市町村と連携した社会資本の良好な整備や維持管理

【動物愛護】

(住民)

- ・ 動物の適正管理
- ・ 動物の命を大切にする行動
- ・ ペットを原因とした住民トラブルなど、地域課題に対する解決に向けた取組

(市町村)

- ・ ペットを原因とした住民トラブルなど、地域課題に対する解決に向けた取組
- ・ 動物譲渡推進のための保健所との連携

(関係団体)

- ・ 動物譲渡推進及び動物愛護思想の普及・啓発の取組

【若者・女性の活躍推進】

(住民)

- ・ 地域づくりへの積極的な参加

(市町村)

- ・ 若者・女性の活躍に向けた支援等

【関連する計画】

- ・ 岩手県食の安全安心推進計画（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）
- ・ 第二次岩手県動物愛護管理推進計画（計画期間 平成26年度（2014年度）～2023年度）
- ・ いわて汚水処理ビジョン2017（計画期間 平成30年度（2018年度）～2025年度）

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

5 良好な自然環境の保全・活用と持続可能な生活環境 の整備を進めます

(基本方向)

優れた自然環境、地域資源を活用した環境団体等の取組への支援や公共用水域の保全など、自然との共生に向けた取組を推進します。

沿岸圏域の良好な水環境の確保に向け、公共用水域の水質状況の把握に努めるとともに、汚水の排出源となる事業所などの監視・指導の一層の強化を図ります。

ごみの減量化やリサイクルの促進など、循環型社会の構築に向けた取組を推進します。

地球温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量削減に向けた対策への事業者や住民の理解向上を図ります。

現状と課題

- 沿岸圏域内の環境団体の中には、震災の影響などにより活動が未だ休止・低迷状態の団体が多く、NPO等と連携した活動の活性化や次代の活動を担う人づくりなど、活動再開に向けた支援が必要です。
- また、三陸復興国立公園や早池峰国立公園など優れた自然環境を有する沿岸圏域では、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイル等の地域資源を活用した自然との共生への意識向上などのほか、工場排水や生活排水の対策による水環境の保全など、優れた環境を守り次代に引き継ぐための取組が求められています。
- 沿岸圏域における一人1日当たりごみ排出量は、平成28年度893gと県平均の921gを下回っているものの、県平均を上回り増加傾向が続く市町村もあります。
- 「平成29年県の施策に関する県民意識調査」において、ごみ減量化の行動に努めている沿岸圏域住民の割合は72.5%であり、リサイクルやごみの分別収集への協力、リターナブル容器¹や詰替え商品の利用など、3R²等の環境施策への理解が浸透しています。
- 近年、気温の長期的上昇や豪雨被害の増加など、気候変動による環境の変化への懸念が世界的に広がっていることから、地球温暖化防止に向け、エコライフの実践に係る普及啓発や市町村の防災拠点への再生可能エネルギー導入の促進など、住民や事業者など様々な主体による温室効果ガス排出量削減のための取組を支援・推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 自然環境の保全と活用の推進

- NPO等の団体が行う環境保全活動や希少野生動植物の保護活動を支援するとともに、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルを活用した環境学習などの活動を推進します。

¹ リターナブル容器：中身を消費した後の容器を販売店を通じて回収し、メーカーが洗浄し再び使用する容器。

² 3R：Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。

- ・ 休止・低迷状態にある環境団体に対し、環境学習活動の委託や情報交換会の開催などを通じて、団体活動活性化に向けた取組を推進します。
- ・ 河川や海域などの公共用水域の水質監視や工場・事業場等に対する排水の監視・指導を強化するなど、環境基準の達成・維持に向けた取組を推進します。

② 廃棄物減量化対策などによる循環型社会の構築

- ・ 一般廃棄物削減に向けて、市町村との連携のもと、マイバックの使用の推進、プラスチックなどのワンウェイ容器³・包装の削減等、家庭ごみを中心としたごみ減量化に向けた取組への支援や、3Rの普及・啓発に取り組みます。
- ・ 産業廃棄物処理事業者等への廃棄物の適正処理の監視・指導を一層強化します。

③ 地球温暖化防止対策の推進

- ・ 市町村が進める公民館等の防災拠点施設等への再生可能エネルギーシステムの導入を支援します。
- ・ 『いわて地球環境にやさしい事業所認定制度⁴』、『エコスタッフ養成セミナー』への事業者の参加や、『地球温暖化防ごう隊⁵』への小中学校の参加を促進するとともに、各種研修等を通じて温室効果ガス排出削減の普及啓発と機運醸成に取り組みます。
- ・ 未利用間伐材等の活用のため、木質バイオマス関連施設へのバイオマスチップなどの安定的な供給を支援するとともに、木質バイオマスコーディネーターなどの派遣により、木質バイオマス利用施設の導入を支援します。(再掲)

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(住民、NPO等環境団体)

- ・ 環境学習や各種環境保全活動への参加
- ・ ごみの減量化やリサイクル活動の取組の実践
- ・ 行政と連携した環境保全活動の取組
- ・ 再生可能エネルギーの積極的な導入や省エネ、節電行動の取組

(事業者)

- ・ 産業廃棄物の適正処理、発生抑制及びリサイクル推進の取組

(市町村)

- ・ 地域の実情に即した環境保全活動の推進
- ・ 3Rや再生可能エネルギー等に係る普及啓発

【関連する計画】

- ・ 岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度（2011年度）～2020年度）
- ・ 第二次岩手県循環型社会形成推進計画（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）
- ・ 釜石・大槌地域流域ビジョン（計画期間 2019年度～2028年度）
- ・ 宮古・下閉伊地域流域ビジョン（計画期間 平成30年度（2018年度）～2024年度）
- ・ 大船渡湾水環境保全計画（計画期間 平成26年度（2014年度）～2023年度）

³ ワンウェイ容器：1回使用された後、ごみまたは資源として回収される容器。スチール缶、ペットボトル等。（リターナブル容器の反対語）

⁴ いわて地球環境にやさしい事業所認定制度：地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とした制度。

⁵ 地球温暖化防ごう隊：小学生を『地球温暖化を防ごう隊員』に任命し、家庭でできる身近な節電等の取組を通じて地球温暖化防止に対する意識を高める取組。

- 気仙川流域基本計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2022年度）
- 大船渡市三陸町地域流域基本計画（計画期間 2019年度～2023年度）

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

6 安心して子どもを産み育てることができ、高齢者や障がい者がいきいきと、健やかに暮らせる社会をつくります

(基本方向)

結婚を望む男女の出会いの場づくりや子育てしやすい環境づくりに向け、地域における支援体制の充実強化に取り組みます。

また、高齢者や障がい者の社会参加、生活支援体制の充実強化に取り組むとともに、介護予防サービスの確保・充実及び保健・医療・介護・福祉が一体となった地域連携を推進します。

現状と課題

- 沿岸圏域では、平均初婚年齢が上昇しているなど未婚化、晩婚化が進み、平成28年の合計特殊出生率は、1.59と依然として低い水準にとどまっていることから、住民が安心して家庭を持ち子どもを産み育てることができる環境の整備を図るとともに、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成が必要です。
- 沿岸圏域は、高齢化率が県平均を上回っており、介護を要する高齢者の増加がさらに見込まれるため、高齢者が生きがいを感じながら、健康で安心して暮らせる社会の構築が必要です。
- 障がい者の高齢化が進んでおり、高齢化の進展に伴う身体、知的、精神それぞれの障がい特性に応じた支援が必要とされているほか、障がい者が必要なサービスを受けながら希望する地域で安心して生活できるよう、市町村や障がい福祉サービス事業者等による相談支援・生活支援体制の充実が必要です。
- 住民が生涯にわたり自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療、介護、福祉サービスなど、日常生活に必要な支援が一体的に提供される包括ケア体制の構築が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策

① 結婚支援や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

- 結婚を望む若者男女に出会いの機会を提供するため、各種婚活イベントの情報発信や“いきいき岩手”結婚サポートセンター¹を周知し、会員登録を推進します。
- 医療保険が適用されない特定不妊治療を受ける夫婦に対し、特定不妊治療助成事業²の制度周知と利用しやすい環境づくりを、市町村と連携しながら進めます。
- 妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の市町村への設置を促進します。
- 社会全体で子育てを支援する機運の醸成に向け、企業等による「いわて子育て応援の店³」

¹ “いきいき岩手”結婚サポートセンター：結婚を望む若者に出会いの機会を提供する会員登録制のお見合いや、婚活イベント情報の発信等を行う

² 特定不妊治療助成事業：高額な医療費を要する、不妊治療の費用の一部を助成する事業

³ いわて子育て応援の店：子ども連れの家庭や妊娠中の方を対象として、商品購入代金の割引など子育てに関するさまざまなサービスを提供する店

協賛店を拡充します。

② 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の推進

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持ちながら生活できるよう、社会参加活動を通じた健康づくりや生きがいづくりを支援します。
- ・ 高齢者が、自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態とならないよう予防を図るほか、要介護状態等からの自立支援や寝たきりなどの重度化防止の取組を推進します。
- ・ 認知症になっても安心して生活することができるよう、成年後見制度⁴の利用を促進します。また、認知症の人やその家族を支援するため「認知症サポーター⁵」や「認知症の人と家族の会」などの普及・啓発を行います。

③ 障がい者の自立支援や社会参加の促進

- ・ 市町村の相談支援体制や障がい福祉サービス事業者等による就労・生活支援体制等の充実を図るとともに、障害者支援施設等に入所又は入院している障がい者が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、障がい者自立支援協議会の活動を通じて、地域での受け入れ体制整備等を進めます。
- ・ 「ユニバーサルデザイン⁶」について、事業者、地域住民等による取組や学校での啓発活動を進めるほか、バリアフリー施設等をホームページ上で紹介している「いわてユニバーサルデザイン電子マップ」の充実や「ひとにやさしい駐車場制度⁷」の普及啓発を行います。

④ 地域医療と介護をつなぐ情報ネットワークを活用した、保健・医療・介護・福祉が一体となった地域包括ケアシステム⁸の推進

- ・ 沿岸圏域で運用されている地域医療情報ネットワーク⁹への地域住民の参画を促進し、保健・医療・介護・福祉日常の生活など必要とするサービスが身近な地域で一体的かつ切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを推進します。
- ・ 医療と介護をつなぐ情報ネットワークを高齢者や障がい者支援、子育て支援などに広げていくことにより「共に生きる社会づくり」を推進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(市町村等)

- ・ 若者の結婚支援
- ・ 子育て応援センターの設置、運営
- ・ 子育て世代包括支援センター¹⁰の設置、運営
- ・ 認知症啓発活動の実施・認知症サポーターの養成
- ・ 成年後見センターの設置・市民後見人¹¹の育成

⁴ 成年後見制度：判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する者を選任する制度。

⁵ 認知症サポーター：地域の住民や企業の従業員、学生などで認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方

⁶ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

⁷ ひとにやさしい駐車場制度：県と施設管理者が協定を締結し、障がい者、高齢者、妊産婦等歩行が困難な方に県が利用証を交付することにより、障がい者駐車区画の適正利用を促進するための制度

⁸ 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

⁹ 地域医療情報ネットワーク：病院や診療所、介護事業所、薬局などの医療関係機関等で、患者の診療内容や検査結果、処方されている薬などの情報を共有することにより効率の良い医療を提供することを目的としたシステム（釜石地域は「OKはまゆりネット」、宮古地域は「みやこサーモンケアネット」、大船渡地域は「未来かなえネット」）

¹⁰ 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行う機関（母子保健法により、設置は市町村の努力義務として法的に位置づけられている。）

¹¹ 市民後見人：成年後見人等として、必要な知識を有する一般市民の中から家庭裁判所が選任する方

- ・ 障がい者自立支援協議会の運営
- ・ 施設設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン学習への実施協力
- ・ 地域包括ケアシステムの推進
(事業者等)
- ・ “いきいき岩手” 結婚サポートセンター「i-サポ」の運営
- ・ 認知症の啓発活動への参加
- ・ 障がい者自立支援協議会への参画
- ・ 「ひとにやさしい駐車場」の整備と利用、施設、設備のバリアフリー化及びいわてユニバーサルデザイン電子マップへの登録
- ・ 医療情報ネットワークへの参画
(住民)
- ・ ユニバーサルデザイン学習の実施と参加
- ・ 医療情報ネットワークへの参加

【関連する計画】

- ・ いわて子どもプラン（計画期間 平成27年度（2015年度）～2019年度）
- ・ いわていきいきプラン（計画期間 平成30年度（2018年度）～2020年度）

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

7 安心して健やかに暮らせる地域医療の確保と 健康づくりを進めます。

(基本方向)

医療を必要とする住民が安心して医療を受けることのできる体制の構築に向け、医療・介護人材の確保・育成を図るほか、情報通信技術（ICT¹）を活用した医療・介護を始めとする関係者の情報連携等の強化に取り組みます。

地域や関係機関・団体との連携を強化し、働き盛り年代の生活習慣の改善と高齢者の健康・体力づくりを図るとともに、健康づくりが実践しやすい環境整備を推進します。

宮古・釜石・大船渡地域自殺対策アクションプランに基づき、県・市町村、関係機関団体との連携による、普及啓発・相談対応・人材養成等の効果的な自殺対策を推進します。

現状と課題

- 沿岸圏域では、医療従事者数が全国平均や県平均を大きく下回るなど人材不足が顕著となっているほか、医療提供施設数は東日本大震災以前と比べて減少しており、安定的な地域医療の提供のため人材の確保・育成などに取り組むことが必要です。
- 沿岸圏域では情報通信技術（ICT）を活用した地域医療情報ネットワーク²が県内でもいち早く導入されて活用が始まっています。
- 東日本大震災津波や平成28年台風第10号での経験などを教訓として大規模災害の発生に備えた医療提供体制を構築することが必要です。
- 沿岸圏域では、65歳未満の働き盛り年代のがん・脳卒中・心疾患等の生活習慣病による死亡率が特に高く、「岩手県沿岸地域脳卒中患者状況調査（平成27年度～平成29年度実施）」においても、脳卒中を発症した65歳未満の男性に食生活、運動習慣、喫煙、飲酒等の課題が多く見られることから、働き盛り年代の生活習慣の改善及び健康づくりを図ることが必要です。
- また、沿岸圏域の高齢化率は平成29年には県平均31.9%を大きく上回る36.7%となっており、今後、要介護（要支援）認定率の増加が見込まれていることから、フレイル³（虚弱な生活状態）予防を軸とした高齢者の健康と体力の維持増進を図る必要があります。
- さらには、地域全体で健康に配慮した食事の提供や気軽に運動できる機会、場所の提供等、健康づくりを実践しやすい環境の整備が必要です。
- 沿岸圏域の人口10万人当たりの自殺死亡数は、平成20年の36.3人をピークに年々減少し、平成28年では、21.5人と県平均22.8人を下回っています。
年齢別に見ると、男性では40～60歳代の働き盛り年代、女性では70歳以上の高齢者に多い現状にあります。
- 東日本大震災津波からの復興に伴う生活環境の変化によるストレス等がこころの健康に影響

¹ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。

² 地域医療情報ネットワーク：地域における医療機関等間で必要な情報連携を進めることを目指して構築されるICTを活用したネットワーク。

³ フレイル：加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態。

を与え、自殺リスクの増加が懸念されることから、市町村・関係機関・民間団体の連携を強化し、自殺予防の取組を推進していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 医療・介護人材の確保・育成や保健・医療・介護・福祉の連携強化

- ・ 医療・介護人材の確保に向け、福祉人材センター、看護人材バンク等と連携して、多様な就業ニーズに応じた短時間勤務等の導入により人材の確保を支援します。
また、生徒を対象とした医療・介護職紹介セミナー等により意識啓発を推進します。
- ・ 福祉人材センター、ナース人材バンク等と連携し、多様な就業ニーズに応じた短時間勤務（プチ勤務）等の導入により医療・介護人材の確保を支援します。
また、学生を対象とした医療・介護職紹介セミナー等により進学へ意識啓発を推進します。
- ・ 地域医療情報ネットワークや在宅医療連携拠点⁴等による関係者間医療機関・介護事業所などにおける連携の強化を支援するとともに、研修会により人材育成を図り、保健・医療・介護・福祉の切れ目のない提供体制の構築を推進します。
- ・ 地震や津波、洪水等の自然災害や大規模な事故発生時に的確に対応できるよう、災害医療訓練の実施により関係機関の連携体制を強化するなど、災害医療提供体制の構築を推進します。

② 食生活の改善や運動習慣の定着などによる生活習慣病の予防と高齢者の健康づくりの推進

- ・ 血管年齢計等の機器を活用した体験型出前講座やランチタイム健康チェック、健康チャレンジマッチ⁵等の健康経営⁶支援により、働き盛り年代の生活習慣改善を推進します。
- ・ 減塩弁当提供店、外食栄養成分表示店の拡大を図るとともに、運動場所の情報収集やウォーキングコースの設定などにより、日常生活の中で健康づくりを実践しやすい環境の整備を図ります。
- ・ 市町村や労働安全衛生関係団体・高齢福祉関係団体等との連携事業や、食生活改善及び運動普及のボランティア等を対象とした研修会と活動検討会を開催し、関係機関やボランティアによる地域住民への生活習慣改善普及活動を支援します。
- ・ 生涯に渡って元気に暮らすことができる食事と運動の手立てについて、講演会やキャンペーン活動による普及啓発を実施し、高齢期のフレイル予防を推進します。

③ こころのケア対策などによる自殺予防の推進

- ・ 働き盛り年代を対象に健康出前講座等を実施し、こころの健康に関する知識、相談窓口の周知などを図るとともに、事業所単位でのメンタルヘルスの取組を支援します。
- ・ こころの健康講演会、傾聴ボランティア⁷等の育成を通じ、住民一人ひとりが周囲の方のこころの不調に気づき、互いに見守りながら、地域で支え合う取組を推進します。
- ・ 健康・生活相談支援担当者などが、自殺の危険を示すサインに早期に気づき、適切に対応するスキルを向上するとともに、相談支援実務者連絡会等を通じ、市町村・医療機関・社会福祉団体・商工会議所など関係団体との連携強化を図り、自殺予防の普及啓発等の取組を推進します。

（工程表と指標は最終案に記載）

⁴ 在宅医療連携拠点：在宅医療に必要な連携を担う拠点として在宅療養支援診療所や市町村などに設置されるもの。

⁵ 健康チャレンジマッチ：従業員の歩行数や体脂肪率等の健康づくりの成果を企業対抗で競う取組。

⁶ 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること。

⁷ 傾聴ボランティア：地域住民の悩みや不安に耳を傾け、寄り添うボランティア活動を行う者

県以外の主体に期待される行動

(市町村)

- ・在宅医療連携拠点の設置
- ・地域医療情報ネットワーク運営支援
- ・特定保健指導等の個別健康相談、健康講座
- ・食・運動普及ボランティアの養成・育成
- ・運動施設、ウォーキングコースの設定、紹介
- ・こころの健康講演会の開催
- ・ゲートキーパーの養成・育成
- ・庁内の自殺対策ネットワークの構築

(地域住民)

- ・生活習慣改善、こころと体の健康づくり

(企業・関係機関・関係団体)

- ・地域医療情報連携ネットワーク運営
- ・各医療機関における医師確保の取組
- ・企業における健康経営、自殺予防の取組
- ・施設、職場、飲食店等での受動喫煙防止
- ・健康的な食事・弁当等の提供や食品開発
- ・地域傾聴活動等の実施

【関連する計画】

- ・岩手県保健医療計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2023年度）
- ・健康いわて21（第2次）・圏域別（宮古・釜石・大船渡）プラン
（計画期間 平成26年度（2014年度）～2022年度）
- ・岩手県自殺対策アクションプラン・圏域別（宮古・釜石・大船渡）プラン
（計画期間 平成27年度～平成30年度）

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

8 スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる活力あふれる地域をつくります

(基本方向)

希望郷いわて国体・いわて大会及びラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催などのレガシーを地域づくりに生かすため、住民が身近にスポーツに親しむことができるような環境整備に取り組みます。

釜石鶴住居復興スタジアムなどの施設を活用したスポーツツーリズムなどを展開し、県内外との交流人口の拡大による地域振興を推進します。

地域の郷土芸能や文化芸術活動などの文化資源に親しむ機会を提供し、その価値や多彩な魅力を発信するとともに、これに携わる人材の育成等を支援します。

現状と課題

- ・ 沿岸圏域は、新日鐵釜石ラグビー部の日本選手権7連覇（昭和54年～昭和60年）とその歴史を引き継ぐ釜石シーウェイブスR F Cの活躍など、全国に誇れるラグビー文化が継承されているとともに、宮古サーモン・ハーフマラソン大会、釜石はまゆりトライアスロン大会や大船渡ポートサイドマラソン大会など、様々なスポーツ大会が各地域に根付いています。また、希望郷いわて国体・いわて大会のレガシーなどを通じ、スポーツが地域に活力を与えている土壌が形成されており、これらの強みをスポーツ振興や地域づくりに生かしていくことが必要です。
- ・ 釜石地域においては、世界文化遺産である「橋野鉄鉱山」をはじめ、長い近代製鉄の歴史と豊富な産業資産があり、これらを活用し、地域固有の鉄の文化を学び、発信することにより、地域の活性化につなげることが必要です。
- ・ 神楽、虎舞、権現舞やスネカなどの郷土芸能は、県内外からの多くのファンを惹きつける一方、被災地からの住居移転などによるコミュニティの分散や少子高齢化による後継者の減少などにより郷土芸能活動の継続が懸念されており、活動の承継と団体間の交流促進などに取り組んでいく必要があります。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 やラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催などの大型イベントの際に、国内外から多くの来客が期待されているところであり、三陸地域のスポーツ資源や文化資源の魅力を伝えていく好機が訪れています。
特に、ラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催は、地域とスポーツが結びつく国際的な大規模スポーツプロジェクトであり、スポーツによる地方創生の取組につなげていくことが必要です。
- ・ また、釜石鶴住居復興スタジアムや夢アリーナたかたなどのスポーツ施設を活用し沿岸圏域でのスポーツイベントの開催やスポーツ合宿の誘致、スポーツツーリズムの展開などによる地域振興に取り組む必要があります。

- ・ 世代を越えて誰もが気軽にスポーツに参加できる機会や文化芸術活動に親しむ機会を創出するとともに、それらを支える人材を育成する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機に、住民が生涯にわたりスポーツに親しむ取組の推進

- ・ スポーツを活用した地域振興を推進するため「(仮称) さんりく振興・スポーツ・コンソーシアム」¹を設置し、ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催を契機とした国内外との交流拡大やスポーツ資源の拡充・強化、スポーツ参画機運の高まりを、沿岸地域のさらなるスポーツ振興につなげます。
- ・ 一人ひとりの競技レベルやライフステージに応じて、誰もが気軽にスポーツに参画できるスポーツ環境等の向上に取り組み、スポーツ活動の裾野を拡大します。

② 教育や健康、交流などスポーツの持つ多面的機能を生かした地域活性化の取組の推進

- ・ スポーツの力による地域活性化を推進するため、「(仮称) さんりく振興・スポーツ・コンソーシアム」により、ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催の成果を生かした経済活力の向上と地域づくりにむけた取組を検討し、展開します。
- ・ ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催による国際的大型スポーツイベント開催で得られた成果を地域振興に生かすとともに、釜石鵜住居復興スタジアムなどの沿岸圏域内施設やスポーツイベントなどの資源を活用し、スポーツツーリズムを推進します。
- ・ スポーツを「する、みる、支える、知る」といった多様な関わり方を学ぶ機会の充実を図るほか、地域におけるスポーツによる健康づくり活動への積極的な参加により、健康増進や生きがいづくりを推進します。

③ 郷土芸能や若者の創意あふれる文化芸術活動など、地域の多様な文化や芸術活動を生かした地域活性化の取組の推進

- ・ 地域の財産である世界文化遺産「橋野鉄鉾山」をはじめとする文化資源の魅力や価値、地域の文化芸術情報を発信するとともに、地域の多様な文化や郷土芸能の保存・伝承・活動の支援に取り組みます。
また、国内外の地域との文化交流を促進します。
- ・ 郷土芸能をはじめ文化芸術に触れる機会や交流の場を創出するとともに、これらに携わる人材の育成や若者の創意工夫による多様な文化芸術活動を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

<p>○スポーツ (スポーツ関係団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツに親しむ機会の提供 ・ 地域スポーツ活動の推進 ・ スポーツへの参加機会の提供 ・ 指導者の資質向上 (市町村・市町村教育委員会) ・ スポーツを活かした健康づくり、地域づくり、地域活性化の推進 	<p>○文化 (文化芸術活動団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化に親しむ機会の提供 ・ 住民への鑑賞機会、活動場所、発表機会の支援 (市町村・市町村教育委員会) ・ 芸術文化を活かした地域づくり、地域活性化の推進 ・ 地域文化の保存・伝承
--	---

¹ コンソーシアム：共同体、共同事業体等を意味し、複数の団体・法人・個人などが集まって組織するもの

- ・ スポーツツーリズムの推進
- ・ スポーツ推進委員の育成と活用
- ・ スポーツイベント等の開催
(スポーツ施設)
- ・ スポーツ実施機会の提供

- ・ 郷土芸能後継者の確保と育成
- ・ 文化財等を活用した地域づくりの推進
(文化施設)
- ・ 鑑賞機会の提供
- ・ 活動場所、成果発表機会の提供

【関連する計画】

- ・ (仮称) 岩手県スポーツ推進計画 (計画期間 2019年度～2023年度)
- ・ 岩手県文化芸術振興指針 (平成27年度 (2015年度) ～2019年度)

【振興施策の基本方向】

**Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、
新たな交通ネットワークを生かし、
地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域**

豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、東日本大震災津波からの復興を契機としたつながりや新しい交通ネットワークなどを活用し、生産性と付加価値が高い地域産業を育成するとともに、地域に住む人々の労働環境の向上に取り組めます。

指標項目

- ① 従業者一人当たり製造品出荷額
 - ② 港湾取扱貨物量
 - ③ 高卒者の圏域内就職率
 - ④ 「いわて女性活躍企業等認定」、「いわて子育てにやさしい企業等認定」企業数
 - ⑤ 1経営体当たり養殖生産額
 - ⑥ 農業産出額
 - ⑦ 林業産出額
 - ⑧ 観光客延べ宿泊者数
 - ⑨ 外国人観光客延べ宿泊者数
- などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
9 生産性と付加価値の高いものづくり産業等を育てます	① 中小企業の実産性と付加価値の向上による競争力の高いものづくり産業等の育成
	② 最新技術の活用や経営革新などによる水産加工業やものづくり産業等の企業経営力の強化
	③ 三陸地域の産業を担う人材の育成
	④ 東日本大震災津波後の企業間のつながりや新たな交通ネットワークを生かした販路拡大と事業展開の促進

10 働く場の創出と地域に就業・定着できる環境をつくりま す	① キャリア教育による若者の定着や、U・Iターン、起 業支援などによる移住・定住の促進
	② 潜在的な労働力の掘り起こしや多様な形態の就業の促 進
11 漁業生産量の回復や水産物 の高付加価値化により水産業 を盛んにします	① 漁業の生産量回復・生産性向上支援
	② 漁業担い手の確保・育成支援
	③ 水産物の付加価値向上・販路拡大支援
	④ 漁港等の整備推進
12 地域特性を生かした生産 性・収益性の高い農業を盛んに します	① 地域農業を担う経営体の育成
	② 地域特性を生かした農畜産物の産地力向上
	③ 特色ある農産物を生かした6次産業化や集落活動への 支援
13 豊かな森林資源を生かした 林業・木材産業を盛んにします	① 意欲と能力のある経営体の育成と計画的な森林整備
	② 地域材利活用の促進
	③ 特用林産物の産地力向上
14 多様な資源と新たな交通ネ ットワークを生かした観光産 業を盛んにします	① 地域資源と新たな交通ネットワークを生かした観光地 域づくりの推進
	② 三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカ ップ 2019 TM 釜石開催を契機とした情報発信力の強化や受 入態勢の充実
	③ 内陸地域や東北・北海道と三陸地域を結び、外国人観 光客も視野に入れた広域観光の推進
15 整備が進む社会基盤を産業 振興に生かします	① 新たな交通ネットワークによる産業競争力の強化
	② 物流の高度化に向けた港湾機能の強化とポートセール スの推進

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

9 生産性と付加価値の高いものづくり産業等を育てます

(基本方向)

沿岸圏域におけるものづくり産業等が、カイゼン活動による生産性の向上や、最新技術の活用、経営革新の推進に取り組むとともに、次代を担う若手経営者や現場リーダー等の人材育成により経営力を強化し、高い付加価値を生み出す産業へと成長するよう支援します。

また、新たに整備された道路、港湾等の交通ネットワークを活用し、ビジネス拡大に取り組む事業者を支援します。

現状と課題

- 沿岸圏域では、平成29年度末で、東日本大震災津波により被災した事業者の84%が事業を再開し、工業統計調査の製造品出荷額においても震災前の水準を回復するなど、なりわいの再生が着実に進展しています。
- 一方、人口減少や復興需要による求人拡大等を背景に労働力不足が顕著となっており、ものづくり産業等においては、人材の確保とともに、省力化設備の導入や生産工程の見直しなど生産性の向上を図ることにより、労働力不足に対応する必要があります。
- また、中小企業においては、計画的な人材育成を行うことが困難な企業もあることから、現場リーダーなど生産の中核を担う人材や将来の後継者等の育成について、支援する必要があります。
- さらに、被災した事業者の課題としては、「顧客・取引先の減少」、「業績の悪化」、「雇用・労働力の確保」、「後継者の不在」などが挙げられており、加えて、震災後の不漁等による水産加工原料の不足なども課題となっています。
- こうした中、例えば、コネクタ製造の分野においては、自動車用部品の製造に新たに参入するなど、新分野・新事業に取り組み、成長が期待される事業者も現れています。また、震災復興後、県外大手企業のCSR活動や地域おこし活動等を通して、新商品開発や販路創出に取り組む事業者も現れています。
- 復興道路等や港湾などの整備が進んでおり、これらを組み合わせることにより輸送時間の短縮や物流コストの低減が可能となるなど、県内はもとより首都圏等への販路開拓の機会が拡大しています。
- 沿岸圏域の建設業では、就業者の高齢化が進み、今後10年で大量離職が見込まれる一方、若年層の割合が低いことから、担い手の不足とそれに伴う技術力や生産性の低下が懸念されています。

県が取り組む具体的な推進方策

- ① 中小企業の生産性と付加価値の向上による競争力の高いものづくり産業等の育成
 - 中小企業による生産効率向上等のため、カイゼン活動の導入を促進するとともに、地域の

モデルとなるカイゼンのリーディング企業を育成し、沿岸圏域全体へのカイゼン活動の定着化につなげます。

- ・ 国の補助制度の活用等により生産現場への省人化設備の導入を支援し、一層の生産性向上を図ります。

② 最新技術の活用や経営革新などによる水産加工業やものづくり産業等の企業経営力の強化

- ・ 水産加工業をはじめとするものづくり産業等の企業経営力を強化するため、事業計画の立案等により経営方針を明確化・具体化し、人工知能（A I）・I o T等による最新技術の導入や経営革新による新規事業の展開、経営管理手法の向上などに取り組むよう支援します。
- ・ 地域産業を維持・拡大するため、特徴的な技術や優れた生産能力を持つ企業などの円滑な事業承継を支援します。
- ・ 企業間連携による施設の共同化、協業化により、生産能力等の強化や効率化を促進し、地域産業の競争力向上を図ります。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 やラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機に、専門家派遣などの支援により商業者、宿泊業者等の多言語対応、会計のキャッシュレス化などを促進します。
- ・ 建設業の生産性の向上を図るため、県発注工事における i-Construction¹を活用した取組を支援します。

③ 三陸地域の産業を担う人材の育成

- ・ 社会経済環境の変化に対応した安定的・持続的な企業経営や円滑な事業承継を支援するため、後継者等を対象とした研修や若手経営者等の連携・交流を促進します。
- ・ ものづくり産業等における次世代の現場リーダーの育成のため、生産や営業等のマネジメント能力の向上を支援します。
- ・ 小中高生向けに企業見学会の開催や企業情報の発信等を行い、沿岸圏域内企業への理解の促進を図るとともに、就業後のライフプラン形成を支援するなど多様なキャリア教育を展開します。【再掲】
- ・ 建設業の担い手を持続的・安定的に確保するため、週休 2 日モデル工事の導入など、働きやすく、新規就業が促進される労働環境の整備を支援します。

④ 東日本大震災津波後の企業間のつながりや新たな交通ネットワークを生かした販路拡大と事業展開の促進

- ・ 震災後、県外大手企業の C S R 活動や様々な団体による現地支援等で得られた関係を生かし、新商品開発や販路創出等に取り組む企業の事業展開を支援します。
- ・ 復興道路や宮古・室蘭フェリー、釜石港外貿ダイレクト航路などの新たな交通ネットワークの優位性を生かしたポートセールスや、混載物流等新たな物流システムの構築支援、首都圏企業等とのビジネスマッチングを進めるなど、企業の販路拡大と競争力の強化を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(事業者)

- ・ カイゼンの導入・定着
- ・ 省人化設備の導入

¹ i-Construction : 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで全ての建設生産プロセスで情報通信技術 (ICT) 等を活用することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組。

- ・事業計画の立案・策定
- ・新規事業への取組
- ・後継者の確保・育成
- ・企業間連携の取組
- ・販路開拓・拡大の取組
(建設企業)
- ・建設業の担い手の確保・育成
(産業支援機関等)
- ・生産性向上への助言・指導
- ・事業計画の立案・策定支援
- ・経営管理手法の向上支援
- ・商談会等の開催
- ・経営人材、後継者の育成支援
(市町村)
- ・技術導入による税制優遇
- ・起業希望者への支援
- ・販路開拓、拡大の支援
- ・企業間連携等の支援

【関連する計画】

- ・岩手県中小企業振興基本計画（計画期間 2019年度～2022年度）

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

10 働く場の創出と地域に就業・定着できる環境をつくれます

(基本方向)

沿岸圏域に住む小中高生の地元企業等への就業意識を高め、若者の地域への定着を促進するとともに、復興支援に伴う交流人口の拡大など、他地域との繋がりを生かし、多様な人材の就業・移住を促します。

女性、高齢者を含む求職者が自らの能力を生かして希望する職に就き、仕事と生活が調和し、健康で安心して働き続けることができるよう、事業者による職場環境の整備や、多様な雇用の場づくりの取組を促します。

現状と課題

- 沿岸圏域においては、平成24年7月以来、有効求人倍率が1倍を超えて推移し、製造業や小売・サービス業などで、労働力不足の状況が続いています。
- 平成29年度の高卒者は、62.4%が進学のため、13.4%が就職のため沿岸圏域外へ転出しています。
就職者については、沿岸圏域内に就職した人の割合が震災前の約40%から震災後約50%に上昇しており、こうした若者の地元への就職意識をさらに高めるため、地元企業への理解を深めるなどの取組が必要となっています。
- また、平成26年度の高卒者のうち、就職後3年以内に離職した人の割合は、全国で40.8%、県内では41.3%となっており、早期離職防止のための取組が必要となっています。
- 地元高卒者の沿岸圏域内就職とともに、沿岸圏域外に転出した人材のUターン就職や、復興支援などにより地域に転入してきた人材などへの定住化の働きかけが重要です。
- 女性や高齢者の中には、働く意欲を持ちながら子育て等の家庭の事情や年齢的な制約から就業していない人もいることから、女性や高齢者が働きやすい雇用の仕組みづくりが必要となっています。

県が取り組む具体的な推進方策

- ① キャリア教育による若者の定着や、U・Iターン、起業支援などによる移住・定住の促進
 - 小中高生に、職業別のライフプランを情報提供するほか、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育により職業や産業、地元企業への理解を促進します。
 - 沿岸圏域内から県外への進学者等に対してアプリ等によるふるさとの就業、暮らしの情報提供を行い、沿岸圏域内への就職の働きかけを強化します。
 - U・Iターン就職を促進するため、若者派遣事業に取り組むNPOと連携し、沿岸圏域の企業と首都圏の学生等とのマッチングによる就業支援に取り組みます。

また、地域おこし協力隊¹など地域に転入してきた人材の定住を促進するため、起業希望者に対する事業計画作成等の伴走支援や就業支援に取り組みます。

- ・ 農業においては、新規就農者を確保するため、就農志向者の掘り起こしや就農計画の策定・実践支援に取り組みます。また、新規就農者の定着に向け、国の支援制度等を活用し初期経営の安定化を図ります。【再掲】
- ・ 林業においては、林業技能者²の養成・確保や林業就業者の技能の向上など、地域における人材育成の取組を通じ、新規就業者の確保を進めます。【一部再掲】
- ・ 水産業においては、新規漁業就業者を確保するため、就業希望者の掘り起こしや育成、就業希望者の受入れ体制の整備を促進します。【再掲】
- ・ 建設業の担い手を持続的・安定的に確保するため、週休2日モデル工事の導入など、働きやすい労働環境の整備を促進します。【再掲】
- ・ 早期離職を防ぐため、高校生に対し、就職を希望する職種等の把握と、希望に合う企業情報の提供など、学校と連携した就業支援や、就業後の企業訪問等によるフォローアップに取り組みます。
- ・ 沿岸圏域内の国や市町村等の行政機関等と連携し、地域企業の労働環境の実態把握や雇用情勢の共有化を図り、企業に対して安全で働きやすい職場環境づくりや、円滑な人材確保を支援します。

② 潜在的な労働力の掘り起こしや多様な形態の就業の促進

- ・ 女性や高齢者などの多様な就業ニーズに応じた、暮らしと仕事が調和した働きやすい職場環境づくりを進めるため、超短時間勤務（プチ勤務）やダブルワーク等の導入・展開を図ります。
- ・ 高齢者等の体力や認知力など、自らの能力に応じた就業意欲向上に取り組み、潜在的な労働力の掘り起こしを図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援や、職場環境の改善等に取り組む企業を拡大するため、「いわて女性活躍認定企業等」³や、「いわて子育てにやさしい企業等」の認定⁴取得支援に取り組みます。
また、認証企業等の優良事例の情報発信による沿岸圏域内全体への取組の普及・拡大を図ります。
- ・ 国の補助制度の活用等により、ものづくり産業等の生産現場への省人化設備の導入を支援します。【再掲】

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（事業者）

- ・ 雇用の維持、拡大
- ・ 良好な労働環境の確保
- ・ 人材の育成、確保

（建設企業）

¹ 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってほしい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度

² 林業技能者：林業に必要な知識と技術を身につけた者（林業作業士研修修了者、フォレストマネージャなど）

³ 「いわて女性活躍認定企業等」の認定：女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等」として認定する制度

⁴ 「いわて子育てにやさしい企業等」の認定：仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰する制度

- ・建設業の担い手の確保・育成
(学校・ジョブカフェ等)
- ・若者の雇用支援
- ・U・Iターン希望者の支援
(国・市町村)
- ・助成制度等による支援
- ・潜在的労働力の掘り起こし
- ・多様な就業形態の導入
- ・U・Iターン者の定住支援

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

11 漁業生産量の回復や水産物の高付加価値化により水産業を盛んにします

(基本方向)

東日本大震災津波の被害等により減少した漁業生産量の回復・向上を図るため、養殖業の生産性向上やサケ等の資源回復などに取り組むとともに、中核的漁業経営体¹の育成や新規就業者の確保など漁業担い手の確保・育成に取り組めます。

また、漁業者と水産加工業者の収益向上を図るため、水産物の付加価値向上と販路拡大を促進し、競争力のある産地づくりを推進します。

併せて、災害に強く、効率的に漁労作業ができる漁港施設などを整備し、漁業就労環境の向上を図ります。

現状と課題

- ・ 沿岸圏域の基幹産業である水産業は、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けましたが、漁船や養殖施設、漁港などの生産基盤は漁業者等の要望に基づく復旧・整備がほぼ完了しています。
- ・ 一方、漁業経営体の減少やサケ等主要魚種の漁獲不振などにより、沿岸圏域の漁業生産量は震災前の約半分程度まで減少しており、養殖業の生産性向上やサケ等の資源回復などに取り組むことにより、漁業生産量の回復・向上を図る必要があります。
- ・ 沿岸圏域の沿海地区漁業協同組合の正組合員数は、平成30年3月末現在で1,343人と10年前（平成20年3月末現在 2,261人）と比べて41%減少しており、高齢化の進行に伴い今後も減少が続くと見込まれることから、次代を担う意欲ある漁業担い手の確保・育成に取り組む必要があります。
- ・ また、水産加工業では原料の不足や高騰、労働力不足などが課題となる一方で、新たな交通ネットワークが整備されるなど販路拡大の好機が訪れていることから、水産物の付加価値向上や交流人口の拡大などを進め、産地としての競争力を高めていく必要があります。
- ・ 加えて、近年は台風等の自然災害が大規模化し、頻度も増していることから、漁港施設などの防災力の強化を図るとともに、漁業者の高齢化などに対応した施設整備を推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 漁業の生産量回復・生産性向上支援

- ・ ワカメ等養殖業の生産量回復を図るため、省力化機器の導入などによる生産性向上や規模拡大を促進するとともに、漁業者間の連携強化等による漁場の効率的な利用、新しい研究成

¹ 中核的漁業経営体：年間販売額1千万円以上の経営体

果の活用などによる地域特性に応じた生産技術や養殖種目の導入などを進めます。また、漁業生産の共同・協業化や漁協による自営養殖、水産加工業者等との連携など新たな生産体制の構築に取り組みます。

- ・ 安定的な種苗生産・放流の実施や放流効果の向上など増殖事業²を推進し、サケ・アワビなどの資源回復を図るとともに、水産資源を持続的に利用できるよう適正な資源管理³や漁場環境の適切な保全・管理に取り組みます。

② 漁業担い手の確保・育成支援

- ・ 次代を担う意欲ある漁業担い手を確保・育成するため、規模拡大等による所得の向上や「いわて水産アカデミー」と連携した人材の育成など、地域漁業をけん引する中核的漁業経営体の育成に取り組みます。
- ・ 新規漁業就業者を確保するため、地域漁業の魅力発信や漁業体験の受入れ、地元での体験学習の実施など就業希望者の掘り起こしや育成に取り組むとともに、市町村や関係団体と連携して就業希望者の受入れ体制の整備を図り、その定着を促進します。

③ 水産物の付加価値向上・販路拡大支援

- ・ 安全・安心で高品質な水産物を提供する競争力のある産地づくりを推進するため、衛生品質管理の高度化を促進するとともに、漁業者や漁協女性部等による6次産業化や交流人口の拡大、流通・加工事業者と連携した地域水産物のブランド化などの取組を支援します。
- ・ 水産加工事業者の新商品開発や新たな交通ネットワークを活用した販路開拓を促進するとともに、魚種転換などによる加工原料の確保に向けた取組、働きやすい職場づくりなど人材の確保に向けた取組などを支援します。

④ 漁港等の整備推進

- ・ 防災力の強化と漁業者の高齢化及び水産物の安定供給などへの対応を図るため、耐震・耐津波性の向上や浮棧橋等の整備など安全で効率的に漁業生産活動ができる漁港施設の整備や、漁港泊地を活用した増養殖事業の展開などを進めるとともに、施設の長寿命化を図るため、機能保全計画⁴の策定と計画に基づく保守管理を行います。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体等)

- ・ 養殖業の生産性向上等の取組
- ・ サケ等種苗放流、適正な漁場管理
- ・ 新規就業者の受入れ・育成
- ・ 衛生品質管理の高度化
- ・ 6次産業化・ブランド化等の取組
- ・ 新商品開発、販路開拓、人材確保

(市町村)

- ・ サケ等種苗放流の支援
- ・ 新規就業者への支援
- ・ 高度衛生品質管理地域づくりの推進

² 増殖事業：資源の維持・増大を図るため、種苗を移殖・放流したり、産卵場や育成場等を造成・管理する事業

³ 資源管理：資源の保全・回復を図るため、漁船の隻数や漁獲量を制限したり、禁漁期を設けるなどの国や都道府県による公的規制や漁業者による自主的な取組

⁴ 機能保全計画：漁港施設（岸壁、防波堤等）の長寿命化を図るための改修計画

- ・ブランド化等に向けた地域連携の促進
- ・販路開拓等の支援、廻来船の誘致
- ・漁港等の整備・機能保全

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

12 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業を盛んにします

(基本方向)

生産基盤の復旧を進めるとともに、再生農地における営農組織や核となる経営体の育成、新規就農者の確保などに取り組みます。

園芸産地の確立や高品質な畜産物の安定生産に向けた取組を進めるとともに、鳥獣被害防止対策を強化し、地域特性を生かした農畜産物の産地力の向上を推進します。

特色ある農産物の供給体制の強化や6次産業化の取組、地域資源の発掘・活用などの集落活動を支援します。

現状と課題

【経営体の育成】

- ・ 東日本大震災津波や平成28年台風第10号による被害からの復旧に伴い整備された再生農地では、営農組織の設立による新たな農業が開始されています。
- ・ 農業者の減少・高齢化が進み、担い手育成や労力確保への影響が深刻な状況となっています。

【産地力向上】

(農産園芸)

- ・ 小規模経営体が多い状況にある中で、近年、施設野菜や露地野菜、県オリジナル水稲品種「銀河のしずく」の生産拡大の動きが見られます。
- ・ 復興道路等の整備により、大消費地への輸送時間・コストが大幅に低減し、農産物の流通環境が飛躍的に向上しています。

(畜産)

- ・ 養豚、養鶏は沿岸圏域の農業産出額の約5割を占めており、増加傾向にあります。一方、肉用牛・乳用牛は、ともに小規模経営体を中心に飼養戸数・頭数が減少しています。

(鳥獣被害対策)

- ・ 鳥獣被害が拡大している地域もあり、また従来のニホンジカのほか、新たにイノシシなどの侵入が見られることから、被害防止対策の強化が求められています。

【農村地域の活性化】

- ・ 沿岸圏域の特色ある農産物の大夢りんご、ゆず、甲子柿などは、生産・供給体制が脆弱であり、県内外における認知度は低い状況にあります。
- ・ 特色ある農産物の加工品開発や産直などでの販売、醸造用ぶどう・ワイン生産などの取組が進みつつあり、大規模イベントの開催による来訪者の増加等を契機として、これらの取組の一層の強化が求められています。
- ・ 沿岸圏域の集落において、いわて農業農村活性化推進地域ビジョン¹（以下、「活性化ビジ

¹ いわて農業農村活性化推進地域ビジョン：集落単位で農業を核とした地域のめざす姿とその実現に向けた取組等について地域住民が話し合いにより作成する計画。

ョン」という。)の策定が進められています。

- ・ 農業・農村は、農業生産活動等を通じて多面的機能^{2**2}を発揮しており、それを守り、伝承するための地域協働の活動が行われています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域農業を担う経営体の育成

- ・ 再生農地における営農組織の経営安定化のため、水稻や大豆などの生産性向上に向けた取組や高収益作物の導入、経営能力向上を支援します。
- ・ 経営再開マスタープラン³などを踏まえ、プランなどに中心経営体として位置付けられた農業者等の規模拡大や生産性向上を図るため、農地の集積・集約化やほ場整備の推進、機械・施設の整備、情報通信技術（ICT）など先端技術の導入、作業の効率化（カイゼン）などを進めます。
- ・ 新規就農者を確保するため、就農志向者の掘り起こしや就農計画の策定等の支援に取り組みます。
また、その定着に向け、初期経営の安定化を図ります。

② 地域特性を生かした農畜産物の産地力向上

(農産園芸)

- ・ 施設野菜（トマト、いちご等）については、周年出荷体制の確立による生産拡大に向けて、大規模ハウスなどによる栽培や環境（温度・CO₂等）制御などの先端技術の導入を進めます。
- ・ 露地野菜（ブロッコリー、ピーマン、きゅうり等）については、規模拡大や10a当たりの収量向上などによる生産拡大に向けて、作期拡大や作業の機械化、労力確保対策などの取組を支援します。
- ・ 「銀河のしずく」や地場企業等の需要に応じた酒米、そばなどの品質確保と安定生産に向けた栽培技術指導を行います。

(畜産)

- ・ 養豚・養鶏農家の経営安定に向け、畜産物の価格安定対策の実施や、飼養衛生管理基準の遵守、家畜伝染病の監視・通報体制の強化に取り組みます。
- ・ 和牛（黒毛+短角）繁殖農家の規模拡大や繁殖・育成技術の向上に向け、規模拡大を志向する農家を対象として牛舎の整備支援や飼養管理技術の研修会などを行います。
- ・ 乳用牛の飼養管理技術の向上や省力化、生乳生産能力の向上に向け、技術習得のための研修会等を開催します。
- ・ 粗飼料の安定供給と低コスト化に向け、草地の肥培管理⁴やノイバラの駆除などによる公共牧場の機能強化、コントラクター⁵の育成を支援するとともに、活用を推進します。

(鳥獣害対策)

- ・ 野生鳥獣被害の防止に向け、個体数の適正管理のためのニホンジカ等の有害鳥獣捕獲や、農作物等を守る侵入防止柵の設置支援に加え、地域住民が参加した追い払い、放任果樹の除去などの地域ぐるみでの対策や新たな獣種対策を推進します。

² 農業・農村が有する多面的機能：農業が担っている「食料供給」の役割に加え、その生産活動を通じて農村地域で維持・発揮されている「国土の保全」、「水源の涵（かん）養」、「生物多様性の保全」、「良好な景観の形成」、「文化の継承」等の様々な機能のこと。

³ 経営再開マスタープラン：東日本大震災の津波被災の沿岸圏域内8市町村において、農業の復興を実現し、その発展を図るための設計図として、集落・地域が抱える「人と農地の問題」解決のため、農家や新規就農者・参入者による話し合いと関係機関による検討を経て策定する計画のこと。

⁴ 草地の肥培管理：牧草の生産性を上げるため、草種、気候、土壌条件などに応じて肥料などの散布作業を行うこと。

⁵ コントラクター：労力や飼料生産機械に余裕のある飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。

③ 特色ある農産物を生かした6次産業化や集落活動への支援

- ・ 大夢りんごや北限のゆず、甲子柿、醸造用ぶどう・ワインの高品質安定生産や加工品の開発に加え、産直などでの販売促進や菓子店・飲食店等での利用促進に向けた活動を支援します。また、新たな販路開拓に向け、県内のほか首都圏などでの各種イベントへの出展、販売などを支援します。
- ・ 県内外からの来訪者に喜ばれるお土産品や料理メニューづくりに向け、産直などにおける商品改良を進めます。
- ・ 地域の活性化に向けて、郷土食や祭りなど、集落ならではの資源を活用した交流人口の拡大や情報発信など、活性化ビジョンに基づく集落活動を支援します。
- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、日本型直接支払制度⁶の普及・啓発を進め、地域協働による農地・水路などの保全活動の取組拡大を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体等)

- ・ 経営再開マスタープラン等の実践
- ・ 栽培技術の習得と経営改善の実践
- ・ 高品質な農畜産物の生産・拡大
- ・ 鳥獣被害対策の実施
- ・ 新商品の開発・販路拡大
- ・ 活性化ビジョンの策定・実践
- ・ 農村資源の維持・保全活動

(市町村)

- ・ 経営再開マスタープラン等の策定や実践支援
- ・ 担い手の確保・育成支援
- ・ 鳥獣被害対策の実施支援
- ・ 機械・施設導入の支援
- ・ 農地中間管理事業の活用支援
- ・ 6次産業化の実践支援
- ・ 日本型直接支払制度の活用支援

⁶ 日本型直接支払制度

国の「多面的機能支払制度」、「中山間地域等直接支払制度」及び「環境保全型農業直接支払制度」の3事業の総称で、平成27年度から法制化され、恒久的な事業として取り組まれている。

(1) 多面的機能支払制度

農業・農村は、洪水防止や自然環境・生態系の保全などの役割（多面的機能）を果たしていることから、これらの機能が十分に発揮されるよう、ほ場周辺の草刈のほか、水路の泥上げや補修・補強などを住民が共同で行う活動に対し交付金が交付される。

(2) 中山間地域等直接支払制度

平地に比べて傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な農地について、集落等が維持・管理する協定をつくり、これに基づき5年以上継続して農業生産活動等の作業が行われることを条件に交付金が集落等に支払われる。

(3) 環境保全型農業直接支払制度

農業の生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業に取り組んでいる人に、対象面積に面積当たり単価を乗じた金額が交付される。

【関連する計画】

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・岩手県農業振興地域整備基本方針(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・岩手県水田フル活用ビジョン(計画期間 平成29年度(2017年度)～2020年度)
- ・いわての美味しいお米生産・販売戦略(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・岩手県野菜産地成長ビジョン(計画期間 平成26年度～平成30年度)
- ・岩手県果樹農業振興計画(計画期間 平成28年度(平成30年度)～2025年度)
- ・岩手県花き振興計画(計画期間 平成27年度～平成30年度)
- ・岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・希望郷いわての農業農村整備計画(計画期間 平成21年度～平成30年度)

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

13 豊かな森林資源を生かした林業・木材産業を盛んにします

(基本方向)

林業就業者及び造林面積を確保するため、意欲と能力のある経営体を育成するとともに、森林の持つ様々な機能を持続的に発揮させるため、低コストかつ計画的な森林整備に取り組みます。

また、豊かな森林資源を生かした付加価値の高い木材産業を展開するため、地域材の利活用を促進します。

地域特性を生かした原木しいたけなどの特用林産物の生産振興や販売の促進など産地力の向上に取り組みます。

現状と課題

- ・ 沿岸圏域の林業就業者は高齢化が進むとともに、就業者数¹も、減少傾向となっています。新規就業を促進するためにも、就業者を雇用する森林組合など林業経営体の育成が必要です。
- ・ 森林資源の利用期を迎え伐採が進む中、沿岸圏域の造林面積は減少傾向となっています。また、森林管理の基盤となる森林経営計画の認定面積や路網開設延長は、県の平均をやや下回っています。気象災害、山火事及び森林病虫獣害の発生による森林の被害は増加しています。
- ・ 沿岸圏域には合板・集成材・プレカットなどの大型木材加工施設が立地しています。一方で、復興の進展及び少子高齢化の進行などにより住宅着工戸数は減少し、木材需要が鈍化すると予測されています。
- ・ 沿岸圏域は森林面積の55%を広葉樹が占めていますが、その用途は主に製紙用チップとなっています。
- ・ 沿岸圏域及び隣接する圏域に、大型バイオマス発電施設や木質バイオマス利用施設が稼働しています。
- ・ 原木乾しいたけの生産が再開され、市場価格は震災前とほぼ同水準に回復していますが、沿岸圏域南部の市町では、原子力発電所事故の影響により露地栽培原木しいたけなどに国の出荷制限指示が継続しています。
- ・ 沿岸圏域の特産物である畑わさびは、関係業者からの引き合いが高まっています。また、高次加工施設が整備されています。

¹ 林業就業者数：1年間において造林・保育、木材生産等の森林施業に60日以上従事した者

県が取り組む具体的な推進方策

① 意欲と能力のある経営体の育成と計画的な森林整備

- ・ 意欲と能力のある林業経営体の育成を図るため、新たな林業技能者²の確保・養成や林業就業者の技能の向上など、地域における人材育成の取組を支援します。
- ・ 森林の持つ様々な機能や林業について地域住民などの理解を醸成するため、事業者などが行う情報発信や、小中高校生に対する森林・林業体験教育活動を支援します。
- ・ 将来にわたる一定の木材資源を確保するため、一貫作業システム³などの低コスト造林⁴の取組を支援します。
- ・ 低コストな林業を進め、持続的な森林経営を促進するため、森林経営計画の作成による施業の集約化⁵、林道などの開設及び情報通信技術（ICT）を活用した森林調査などの取組を支援します。
- ・ 森林の持つ様々な機能を発揮させるため、管理が不十分な森林や治山施設の整備、森林病虫害対策への支援を進めるとともに、新たな森林経営管理制度⁶の運用による森林の適切な管理に向けた取組を支援します。

② 地域材利活用の促進

- ・ 木材利用を一層進めるため、公共建築物などの木材利用に関する新たな技術情報の提供を行います。
- ・ 地域材の品質向上などのため、CLT⁷の製造や乾燥製材品などのJAS取得に必要な技術指導などを促進します。
- ・ 地域材のさらなる利用拡大を図るため、県内外の市場などへのPRや地域の森林・木材流通団体が進める森林認証の取得や活用に向けた取組を支援します。
- ・ 広葉樹のさらなる用途拡大のため、製紙用チップ向けのほか建材や家具などの製品開発の取組を促進します。
- ・ 木質バイオマス関連施設へ未利用間伐材などを安定的に供給する体制の構築を支援するとともに、木質バイオマスコーディネーターなどの派遣により、木質バイオマス利用施設の導入を支援します。

③ 特用林産物⁸の産地力向上

- ・ 原木しいたけの産地再生のため、技術力が高く意欲のある担い手の育成や消費者向けのPR活動などの取組を支援します。
- ・ 原木しいたけの生産環境整備や適切な栽培管理指導、安全な原木の確保に向けた取組を進めます。また、原木しいたけなどの出荷制限解除のため、放射性物質検査を継続します。
- ・ 畑わさびへのニーズに対応できる生産体制の確立に向けて、生産規模の拡大など産地力向上に向けた取組を支援します。また、タケノコなどその他特用林産物の生産振興を支援します。

² 林業技能者：林業に必要な知識と技術を身につけた者（林業作業士研修修了者、フォレストマネージャなど）。

³ 一貫作業システム：伐採に使う高性能林業機械などを利用して、伐採から植栽に向けた林地の整理までを一連の作業として効率的に行い、造林コストの縮減を図る作業体系のこと。

⁴ 低コスト造林：造林コストの縮減のため林野庁等で実証・普及を進めている造林技術。主な技術として、一貫作業システム、下刈り回数削減など。

⁵ 施業の集約化：森林を育成するために行う造林、下刈り、間伐などの作業や森林作業路の開設を効率的に行うため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめること。

⁶ 新たな森林経営管理制度：適切な経営管理が行われていない森林（手入れ不足、所有者不明、境界不明確など）を市町村が仲介役となって、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し、森林の適切な管理を進める制度。平成30年（2018年）5月に成立した「森林経営管理法」に基づき、2019年4月から施行。

⁷ CLT：Cross Laminated Timberの略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。建築の構造材の他、土木用材、家具などにも使用。

⁸ 特用林産物：きのこ類、山菜類、木炭など、森林原野において生産される産物で、木材を除くものの総称。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(森林所有者、企業、事業者など)

- ・所有森林の管理経営
- ・森林・林業の理解醸成に向けた取組の実施
- ・森林経営計画の作成
- ・就労条件の改善、林業就業者の確保、林業技能者の育成
- ・森林施業の集約化、森林整備の実施
- ・松くい虫、ナラ枯れ被害対策に係る樹種転換、広葉樹の若返りの実施
- ・木材製品の品質向上と安定供給
- ・地域内連携による地域材流通
- ・特用林産物の品質向上
- ・特用林産物の安全・安心の確保

(市町村)

- ・市町村森林整備計画の策定・実行
- ・森林・林業の理解醸成に向けた情報発信
- ・森林経営計画の認定
- ・森林環境譲与税の活用による新たな森林管理制度の実行
- ・松くい虫、ナラ枯れ被害対策の実施
- ・地域材の利活用の推進
- ・路網の整備・維持管理
- ・特用林産物の生産振興

【関連する計画】

- ・森林資源利用推進ビジョン（計画期間 平成27年度（2015年度）～2020年度）
- ・林道整備事業中期実施計画（第3期）（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（計画期間 平成25年度（2013年度）～2020年度）
- ・治山事業4箇年実施計画（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（計画期間 平成25年度～平成30年度）

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引 する産業が持続的に成長する地域

14 多様な資源と新たな交通ネットワークを生かした観 光産業を盛んにします

(基本方向)

地域資源の活用や観光客受入態勢の強化など、復興の先を見据えた魅力あふれる観光地域づくりを進めます。

また、三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019TM釜石開催、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの好機や新たな交通ネットワークを生かした国内外からの誘客を促進するとともに、三陸の魅力と旅行に必要な現地情報などの情報発信やインバウンドも視野に入れた広域観光ルートづくりなどにより、沿岸圏域の観光力を強化し、観光産業の振興を図ります。

現状と課題

- 平成 29 年の沿岸圏域の観光入込客数は、震災前の平成 22 年の約 7 割となっています。
また、三陸を訪れる観光客は県内・隣県からまた、日帰りが共に約 8 割を占める一方で、4 回以上来訪するリピーターが約 7 割となっています。
- 観光客のニーズは、ショッピングなどの「モノ消費」から体験型観光などを楽しむ「コト消費」に変化するなど多様化しており、より多くの観光客を沿岸圏域に呼び込むためには、世界遺産橋野鉄鉱山や三陸ジオパークをはじめ、沿岸圏域の暮らしや自然、歴史、文化などの地域特性を生かし、国内外の観光客ニーズに合わせた魅力的な観光地域づくりが必要です。
特に、復興のシンボルとして高い知名度を持つ三陸鉄道は、観光資源として大きな魅力を持っており、その活用を更に図っていく必要があります。
また、観光情報の入手方法も多様化しており、これに対応したきめ細かい情報発信が求められています。
- 復興道路等の高速道路網の延伸などにより、沿岸各都市間や内陸との移動時間が大幅に短縮されることに加え、宮古・室蘭フェリーの就航や国内及び外航クルーズの増加、いわて花巻空港の国際航空路線の拡充により、沿岸圏域が広域の地域と結ばれ、交流人口が拡大するチャンスを迎えています。
特に、本県初のフェリー航路で結ばれた北海道については、平成 29 年 6 月に、沿岸広域振興局と北海道胆振総合振興局との間で連携協定を結び、交流を進めています。
- 本県の訪日外国人観光客が増加する中、沿岸圏域の訪日外国人観光客入込数は、平成 29 年では県全体の 3.3%にとどまっています。
一方、三陸防災復興プロジェクト 2019、ラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などの大型イベントを契機として、国内観光客のみならず多くの外国人観光客が訪れることが期待されています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域資源と新たな交通ネットワークを生かした観光地域づくりの推進

- ・ 地域が一体となって旅行者を受け入れる観光地域づくりを推進するため、三陸DMO¹センターと連携しながら、地域資源の活用や掘り起こし、磨き上げを行うとともに、「売れる観光商品」の開発主体となる地域DMOの設立と活動を支援します。
- ・ 防災復興プロジェクト2019での取組や県や沿線市町村等で構成する岩手県三陸鉄道強化促進協議会の活動などを通じ、三陸鉄道を利用した企画列車や旅行商品の造成などを支援します。
- ・ 三陸地域の恵みや災害からの復興など沿岸地域における生き方を次世代や他の地域の人たちと共有するため、ジオツーリズムを推進します。
- ・ 震災遺構等を活用した震災ツーリズムや、スポーツ資源等を活用したスポーツツーリズムなどを推進します。
- ・ 一層の誘客促進を図るため、復興道路や一貫運行される三陸鉄道、宮古・室蘭フェリーやいわて花巻空港の国際航空路線などの新たな交通ネットワークを生かした広域観光の取組を推進します。

② 三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019TM釜石開催を契機とした情報発信力の強化や受入態勢の充実

- ・ 沿岸圏域への宿泊者数の増加を図るため、三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019TM釜石開催、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの大型イベントによる誘客好機を生かし、市町村や関係団体、三陸DMOセンター、地域DMOと連携し、旅行商品造成を支援します。
- ・ 旅行会社等へのプロモーションやSNSなど多様な機会や手段を活用し、旅行に必要な現地情報をいつでも、どこでも入手しやすい形で分かりやすく発信し、国内外からの誘客を促進します。
- ・ 国内外からの観光客受入態勢の強化を図るため、ホテル等宿泊施設や商店街等における顧客サービスのレベルアップやキャッシュレス決済の導入等を支援します。

③ 内陸地域や東北・北海道と三陸地域を結び、外国人観光客も視野に入れた広域観光の推進

- ・ 国内外からの誘客を促進するため、県内陸地域はもとより東北各県や北海道などと連携し、一体的な広域観光ルートづくりを進めるとともに、様々なメディアを組み合わせた情報発信を推進します。
- ・ 観光誘客に関し共通のターゲットやテーマを持つ県外自治体等との連携により、効果的な情報発信の機会を創出するなど、情報発信の強化を図ります。
- ・ 訪日外国人観光客の快適で円滑な移動と滞在を図るため、案内板やウェブサイトなどの多言語化を進めるとともに、宿泊施設や飲食店、商店街等の多言語化やキャッシュレス化を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

¹ DMO: Destination Marketing/Management Organization の略。観光地域づくり推進法人。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり等を地域で主体となっていく観光地づくりの推進主体。

県以外の主体に期待される行動

(商工団体、観光事業者等)

- ・新しい交通ネットワークの利活用
- ・観光振興による地域経済の活性化
- ・大型イベントによる誘客好機を活かした観光客受入態勢強化
(市町村、観光協会、地域 DMO)
- ・地域 DMO の設立
- ・地域の特性を活かした観光地域づくり
- ・魅力的な旅行商品の造成
- ・地域の観光事業者や住民との緊密な連携による観光施策の推進
- ・観光施策を推進する人材の育成

【関連する計画】

- ・みちのく岩手観光立県基本計画（計画期間 2019年度～2023年度）

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

15 整備が進む社会基盤を産業振興に生かします

(基本方向)

物流の効率化など生産性の向上を図るため、沿岸圏域の産業振興に資する道路整備や港湾施設の機能拡充、利用促進に取り組みます。

また、新たな交通ネットワークを生かした広域観光や外国人観光客の受入を視野に入れた社会資本の整備、利活用を進めます。

現状と課題

- ・ 平成30年度末には東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通するなど、内陸と港湾を結ぶ高規格道路等の整備が進展しています。
- ・ 復興道路等の整備の進展により沿岸圏域とより広域の地域を結ぶ交通体系が整備され、利便性が向上することにより交流人口の拡大が期待されています。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019TM釜石開催などの大型イベントを契機として、国内外から多くの観光客が訪れることが期待されています。
- ・ 復興道路等の整備の進展、釜石港のガントリークレーンの供用開始（平成29年9月）や外貿定期コンテナ航路の開設（平成29年11月）など、沿岸圏域を取り巻く物流機能が大きく進展したことにより、平成29年度の沿岸圏域の港湾取扱貨物量は、被災前と比べて約104%増加しています。
- ・ 平成30年6月に宮古港と室蘭港を結ぶ定期フェリー航路が開設し、北海道や首都圏と本県を結ぶ観光・物流の拠点として宮古港の役割が期待されています。
- ・ 本県が建設候補地として選定されている国際リニアコライダー（ILC¹）の県内誘致が実現した際は、大型部品の陸揚げ等の物流拠点として大船渡港など県内港湾の活用が期待されています。
- ・ 沿岸圏域のクルーズ船の寄港回数は、平成29年は7隻、平成30年は11隻となっています。また、10万tを超える外航クルーズ船が寄港するなど、本県港湾へのクルーズ船寄港の動きが活発化しています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 新たな交通ネットワークによる産業競争力の強化

- ・ 沿岸圏域の産業競争力を強化するため、内陸部と港湾を結ぶ道路、港湾などの物流拠点から復興道路等へのアクセス道路など、物流の基盤となる道路整備の推進と活用を図ります。
- ・ 観光客の利便性向上を図るため、主要な観光地を結ぶ道路の隘路区間を解消するなど、観

¹ ILC：International Linear Collider（国際リニアコライダー）の略。全長20～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

光地へのアクセス性を向上する道路整備の推進と活用を図ります。

- ・ 今後、増加が見込まれる外国人観光客の円滑な受入に向けて、案内標識等へのナンバリング²や外国語表記を推進します。

② 物流の高度化に向けた港湾機能の強化とポートセールス³の推進

- ・ 物流の高度化に向けた環境整備を図るため、防波堤や夜間照明設備など、安全性や利便性を向上させる港湾施設の機能を拡充します。
- ・ 港湾の利活用促進を図るため、関係市町村と連携した荷主企業等へのポートセールスを推進します。
- ・ 宮古・室蘭フェリーによる貨物利用の促進や観光客の誘致を図るため、関係市町村と連携した荷主企業や旅行会社等へのポートセールスを推進します。
- ・ 東北 I L C 推進協議会が策定した I L C 東北マスタープランを踏まえた大型部品の陸揚げ等の物流拠点として県内港湾の活用を図るため、関係団体へのポートセールスを推進します。
- ・ 国内外からのクルーズ船の寄港拡大を図るため、関係市町村と連携したクルーズ船社へのポートセールスを推進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(企業・県民等)

- ・ 効率的な物流促進のための道路や港湾の活用
- ・ 観光・物流における宮古室蘭フェリー航路の活用

(国)

- ・ 復興道路等の高規格道路の整備

(市町村)

- ・ 県と連携したポートセールスの展開

【関連する計画】

- ・ 岩手県港湾利用促進プラン（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）

² ナンバリング：全ての道路利用者に分かりやすい道案内を実現するため、各路線に一定のルールに基づく番号を付与し、案内標識等に標示すること。

³ ポートセールス：船舶や貨物の誘致のため、船社や荷主等を集めて当該港湾を利用するメリットの説明を行い、併せて利用者のニーズを把握し、施設整備や管理運営の改善に反映させること。